令和７年度 座間市コミュニティバス利用実態等調査業務委託に係るプロポーザル実施要領

１　趣旨

この実施要領は、令和７年度 座間市コミュニティバス利用実態等調査業務を委託するに当たり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

２　業務の概要

（１）件名　　　　令和７年度 座間市コミュニティバス利用実態等調査業務委託

（２）目的　　　　コミュニティバスの利用実態等を把握し、今後の再編や見直し検討、地域公共交通計画作成のための基礎資料を作成する

（３）契約期間　　契約締結日の翌日から令和８年３月１３日まで

（４）業務内容　　別紙「仕様書」のとおり

３　予算限度額

５，９７３，０００円（消費税含む。）

４　参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

（１）令和７・８年度座間市入札参加者名簿に営業種目３２８「都市計画及び地方計画」及び３１４「道路」の細目０１交通及び路線で登録されている者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（３）座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止措置を受けていない者であること。

（４）座間市暴力団排除条例（平成２３年座間市条例第２４号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第４号に規定する暴力団員等若しくは同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第７条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

（５）神奈川県暴力団排除条例（平成２２年神奈川県条例第７５号）第２３条第１項又は第２項の規定に違反していない者であること。

（６）法人税（個人にあっては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び県民税又は市内に事務所若しくは事業所を有している者にあっては、市・県民税、固定資産税若しくは都市計画税を滞納していない者であること。

（７）経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

（８）令和２年度以降に国又は地方公共団体から受注し、かつ履行した、本業務委託と同種又は類似業務の実績（コミュニティバスの利用実態調査や運行計画の検討等）があること。

（９）本業務の業務責任者として、前号に掲げる同種又は類似業務に従事した実績を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者を選任できること。

（10）前号に定める業務責任者及び本業務に従事する主担当者のいずれかが、１０（４）に定めるプレゼンテーションを実施できること。また、本業務を履行する場合には、本業務の完了まで従事できること。

５　説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

６　参加表明手続

（１）提出書類

ア　プロポーザル方式参加表明書

イ　誓約書

ウ　会社概要書（任意様式）

エ　他自治体から受託した同種又は類似業務の実績がわかる書類（任意様式）

オ　プロポーザル方式参加資格確認結果通知書の返信用封筒

※定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先の宛先を明記のうえ、１１０円切手を貼付。

　（２）提出部数　　　　　　　各書類とも、正本１部とする。

（３）提出先及び提出方法　　「１４　担当部署」へ持参又は郵送すること。

（４）提出期限　　　　　　　令和７年６月１３日（金）午後４時１５分まで（郵送の場合は必着。）

（５）参加資格要件の確認結果

令和７年６月１７日（水）にプロポーザル方式参加資格確認結果通知書を送付する。

７　提案書の受付

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者から、次のとおり提案書を受け付けるものとする。

（１）提出書類

ア　提案書　　　　　　Ａ４判の任意様式で、１０ページ以内（表紙は除く）とする。なお、Ａ３判（横）は２ページとしてカウントし、Ａ４判サイズに折り込むこと。

イ　業務工程表　　　　Ａ３判の任意様式で片面１枚とし、Ａ４判サイズに折り込むこと。

ウ　実施体制　　　　　Ａ４判の任意様式で、業務責任者、主担当者、役割及び経歴等を記載すること。

エ　見積積算内訳書　　Ａ４判の任意様式で、有効期限は契約事務手続予定日までとすること。

（２）提出部数

各書類とも、正本１部及び副本８部とする。

（３）提出先及び提出方法

　　　「１４　担当部署」へ持参又は郵送すること。

（４）提出期間

令和７年６月１８日（水）午前８時３０分から令和７年６月２７日（金）午後４時１５分まで（閉庁日を除く、郵送の場合は必着。）

８　提案書に関する質問と回答

提案書の作成にあたっての質問を持参又は電子メールにより受け付ける。

（１）質問受付期間

令和７年６月２日（月）午前８時３０分から令和７年６月２０日（金）午後４時１５分まで（閉庁日を除く。）

（２）提出先及び提出方法

　　　「１４　担当部署」へ持参又は電子メールで送付すること。

　　　電子メールで送付する場合は送付後に電話連絡をすること。

（３）回答方法

市ホームページに随時掲載する。

９　ヒアリング

提案書の内容を評価するに当たり、次のとおりヒアリングを実施する。

また、ヒアリングは書類審査で絞り込んだ最大３者までとする。

（１）日時　令和７年７月１１日（金）（１３時３０分～１５時３０分）

（２）場所　座間市役所本庁舎３－２会議室、又はオンライン（zoom）を選択可

（３）方式　プレゼンテーション

（４）時間　準備５分、説明１５分、質疑回答１０分（合計３０分を予定）

10　評価及び結果通知

（１）評価者

当プロポーザルを評価するため、「令和７年度 座間市コミュニティバス利用実態等調査業務委託プロポーザル選定委員会」を設置する。

（２）評価方法

当プロポーザルは、ヒアリングを実施する。４者以上の参加表明があった場合は、ヒアリングの前に書類審査を実施する。

（３）書類審査

４者以上の参加表明があった場合、事務局（委託担当課）が提出書類を次に定める評価基準に基づき総合的に審査し、最大３社に絞ることとする。

結果は、令和７年７月２日（水）に郵送及びプロポーザル方式参加表明書記載のメールアドレスへ電子メールにて送付する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 評価項目 | 評価の視点 |
| １ | 業務実績 | 同種又は類似業務の実績はあるか |
| ２ | 業務目的等の理解度 | 当該業務の目的、背景及び委託内容を的確に把握・理解し、市の方針に沿う提案内容となっているか |
| ３ | 業務実施方針の妥当性 | 業務内容を理解した上で、効果的な手法等により実施可能な業務実施方針が提案されているか |
| ４ | 配置技術者実績 | 本業務に関する業務責任者及び主担当者の経験、実績はあるか |
| ５ | 見積金額の妥当性 | 提案内容に対する見積金額は適切か |

※「評価基準点」

各項番共通：２０点：大変優れている、１０点：優れている、５点：普通、０点：評価対象外

（４）ヒアリング

書類審査の有無に関わらず、ヒアリングの開催通知を令和７年７月２日（水）に郵送及びプロポーザル方式参加表明書記載のメールアドレスへ電子メールにて送付する。

提出された提案書等及びプレゼンテーションについて、次に定める評価基準に基づき総合的に審査し、最高得点者を受託候補者として特定する。

ただし、評価の結果、提案者全ての提案内容が要求水準に満たない場合は、受託候補者の特定は行わない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 評価項目 | 評価の視点 |
| １ | 業務実績 | 同種又は類似業務の実績はあるか |
| ２ | 業務目的等の理解度 | 当該業務の目的、背景及び委託内容を的確に把握・理解し、市の方針に沿う提案内容となっているか |
| ３ | 業務実施方針の妥当性 | 業務内容を理解した上で、効果的な手法等により実施可能な業務実施方針が提案されているか |
| ４ | 業務実施手法の妥当性 | 効果的な手法等により説明性の高い成果の提案がされているか |
| ５ | 実現性 | 提案内容の実現性に説得力はあるか |
| ６ | 取組意欲 | 当該業務に対して企業・担当者の意欲があるか |
| ７ | 配置技術者実績 | 本業務に関する業務責任者及び主担当者の経験、実績はあるか |
| ８ | 見積金額の妥当性 | 提案内容に対する見積金額は適切か |
| ９ | その他 | 事業の推進に有益な代替案、重要事項の指摘がある場合は、優位に評価する |

※「評価基準点」

各項番共通：２０点：大変優れている、１０点：優れている、５点：普通、０点：評価対象外

（５）結果通知

令和７年７月１８日（金）にプロポーザル方式提案書等評価結果通知書により通知する。

11　提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案はすることができない。また、既に提出された提案書は無効とする。

（１）「４　参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。

（２）市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

（３）市に提出した見積積算内訳書の記載金額が「３ 予算限度額」に定める金額を超えたとき。

（４）本プロポーザルの公平性に影響を与える行為があったとき。

12　その他

（１）プロポーザルに係る費用は参加者の負担とする。

（２）提案書は１者１提案までとし、提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

（３）提出された書類は返却しない。

（４）市は、提出された書類について、座間市情報公開条例(平成１６年座間市条例第１７号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

（５）市は、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザルの目的以外に使用しない。

（６）本実施要領に定めることの他、本プロポーザルの実施に当たり必要な事項が生じた場合には、参加表明者に通知する。

13　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 募集告知開始、質問受付開始 | 令和７年６月２日（月）から |
| 参加表明手続締切 | 令和７年６月１３日（金）午後４時１５分まで |
| プロポーザル方式参加資格確認結果通知書発送 | 令和７年６月１７日（火） |
| 質問締切 | 令和７年６月２０日（金）午後４時１５分まで |
| 質問回答 | 令和７年６月２４日（火）まで |
| 提案書提出締切 | 令和７年６月２７日（金）午後４時１５分まで |
| 書類審査結果通知、ヒアリング開催通知 | 令和７年７月２日（水） |
| ヒアリング | 令和７年７月１１日（金） |
| ヒアリング結果通知発送 | 令和７年７月１８日（金） |
| 契約事務手続 | 令和７年８月１日（金）予定 |

14　担当部署

座間市都市部都市計画課地域交通係　担当：茶志川、小玉

〒２５２－８５６６ 座間市緑ケ丘一丁目１番１号

電 話　　０４６－２５２－８２８９（直通）

E-mail 　tosi＠city.zama.kanagawa.jp